

要配慮者利用施設 管理者 様

浜松市長 鈴木 康友

避難訓練実施報告の義務化について

日ごろ、本市行政に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和 3 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法の一部改正が施行されたことにより、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設において、作成した避難確保計画に基づく避難訓練の結果を施設管理者が市へ報告することが義務化となりました。

このことについて、本市における令和 5 年度の避難訓練の報告に係る取扱いを下記のとおりお示ししますので、貴施設が上記区域内に該当するか御確認の上、義務化の対象施設におかれましては、避難訓練を実施し、その結果の報告をお願いします。

記

1 法改正の概要（要配慮者利用施設関連箇所抜粋）

法 令	事 項	改正前	改正後	条項
水防法	避難訓練の実施	義務	義務	水防法第 15 条の 3 第 5 項
	避難訓練の結果の報告	—	義務	
土砂災害防止法	避難訓練の実施	義務	義務	土砂災害防止法第 8 条の 2 第 5 項
	避難訓練の結果の報告	—	義務	

2 義務化対象施設

- ・浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設
- ・土砂災害（特別）警戒区域内に存する要配慮者利用施設

※浜松市防災マップを活用し、貴施設が対象施設であるか御確認ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bosai/bosai/map/>

3 避難確保計画に基づく避難訓練の実施・報告

(1) 提出方法

URL 又は QR コードからインターネットで回答

<https://logoform.jp/form/Savd/252505>

(2) 提出期限

避難訓練の実施から **おおよそ 1 か月以内**



(3) その他

なお、他の規定に基づき既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施をもって代えることができますが、上記の訓練実施報告は必ず行ってください。

※災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を施設職員等に周知願います。

4 その他

避難や防災に関する情報収集の手段として、「浜松市防災ホットメール」の登録をお薦めします。(登録方法は、別紙1のとおり)

5 問合せ先

浜松市 危機管理課	電話：053-457-2537	(防災に関すること全般)
高齢者福祉課	電話：053-457-2886	
介護保険課	電話：053-457-2875、2787	